

平成23年 第16回
教育委員会臨時会会議録

平成23年6月28日（火）

港区教育委員会

港区教育委員会会議録

第2328号

平成23年第16回臨時会

日 時 平成23年6月28日(火) 午前10時00分 開会

場 所 教育委員会室

「出席委員」	委 員 長	半 田 吉 恵
	委員長職務代理者	澤 孝一郎
	委 員	綱 川 智 久
	委 員	小 島 洋 祐
	教 育 長	高 橋 良 祐

「説明のため出席した事務局職員」	次 長	小柳津 明
	庶務課長	伊 藤 康 博
	教育政策担当課長	山 本 隆 司
	学校施設計画担当課長	大久保 光 正
	学 務 課 長	佐 藤 雅 志
	生涯学習推進課長	大 竹 悦 子
	国体推進担当課長 (生涯学習推進課長兼務)	大 竹 悦 子
	図書・文化財課長	沼 倉 賢 司
	指 導 室 長	平 田 英 司

「書 記」	庶務課庶務係長	柏 正 彦
	庶務課庶務係	遠 藤 由 香 里

「議題等」

日程第1 請願

1 港区の教科書採択に関する請願

日程第2 審議事項

議案第49号 港区教育委員会事務局一般職員の退職について(秘密会)

議案第50号 港区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則について

日程第3 教育長報告事項

1 平成23年度港区立小・中学校体験(自然交流)事業について

2 港区体育指導委員の委嘱について

- 3 学校屋内プールの一部再開について
- 4 折りたたみ式ヘルメット等の配備について
- 5 港区内の放射能・放射線の測定について

「開 会」

○半田委員長 皆さん、おはようございます。ただいまから平成23年第16回港区教育委員会臨時会を開会いたします。

それでは、日程に入ります。

(午前10時00分)

「会議録署名委員」

○半田委員長 本日の署名委員は、高橋教育長にお願いいたします。

第1 請願

1 港区の教科書採択に関する請願

○半田委員長 日程第1、請願に入ります。

平成23年6月21日付で請願が1件提出されました。本日は、同日付で受理した請願、教育委員会資料ナンバー1について、趣旨説明の希望がございましたのでお伺いしたいと思います。

趣旨説明を受ける前に、庶務課長から報告をお願いいたします。

○庶務課長 ただいま委員長からお話ございましたとおり、6月21日付で、「港区の教科書採択に関する請願」が提出されました。本日は、この請願につきまして、代表者の方の趣旨説明を受けた後にご審議をいただければと思います。

請願の内容につきまして、職員に朗読させます。

○書記 来年度から使用される中学校教科書の採択にあたり、港区の子どもたちによりよい教科書を渡し、その健やかな成長を願う上で、次の請願事項にご配慮をお願いします。

請願事項1. 過去の戦争を賛美し、植民地支配を正当化しようとする記述で、アジア諸国との平和・友好を損なう懸念があるとともに、日本国憲法の平和と民主主義の理念を尊重しない教科書は採択しないでください。学習指導要領に明記された「国際社会に生きる平和で民主的な国家・社会の形成者」として子どもが育つ上で望ましく、多くの外国大使館があり、「平和都市」宣言の港区にふさわしい歴史と公民の教科書の採択を期待します。

2. 教科書の採択にあたっては、直接子どもたちに授業をおこない、各教科の専門家である現場の教員の意向を十分に尊重してください。

日本政府においても、1997年3月28日の閣議決定『規制緩和推進計画の再改定について』の中の「教科書の採択制度」の項において、「将来的には学校単位の採択の実践に向けて検討していく必要があるとの観点に立ち、当面の措置として教科書採択の調査研究により多くの教員の意向が反映されるよう（中略）都道府県の取り組みを促す」との方針が示されています。

○半田委員長 それでは、請願者を代表して桜田栄一さんから、趣旨及び補足説明を受けることといたします。では、請願者の方、どうぞお願いします。

○請願者 ただいま紹介していただいた、港子どもと教科書を考える会の桜田と申します。私は、

港区に現職中、20年以上港区の幾つかの小学校で勤務をしまして、港区の子どもたちと結構深いかかわりがあったなど。そして、定年退職後も再雇用ということでさらに5年間港区内で勤務をしまっていました。そういうことから、子どもたちの教育についての関心というものを今も持ち続けていて、港区の子どもたちがよりよく成長することを常に期待しております。

さて、与えられた時間は5分程度ということですので議題に入らせていただきます。

お手元に、ほかに新しく書いたので字が汚いのですけれども、補足説明というものをお配りしましたのでそれをご覧になってください。請願事項2については請願文書に書いたとおりです。

「請願事項1に関して」と初めに書いてあるところからですけれども、ご承知のように、新しい歴史教科書をつくる会が分裂して二つに分かれ、それぞれ歴史と公民の教科書を発行していますが、内容がどちらも似通っており、港区の中学生には適さないと考えております。その理由として、まず、その記述がほかの教科書と違ってかなり特異というか、特殊なのですね。幾つか目についたところを申し上げますと、武士の美化ということで武士道と忠義というものをかなり持ち上げていて、敗者のごときは、コラムで忠義を強調したときに、その精神は、明治の指導者にもその武士の精神が受け継がれたというような記述をわざわざ載せてあります。一方、J社は、明治維新のところで、明治維新をやったのが、その武士たちがみずから自分たちの今までの特権的な立場を犠牲にしてやったから成功したのだという趣旨のことを強調していて、これはその当時、武士たちがかなり反感を持って、特に西南日本の方で佐賀の乱とか、熊本神風連の乱とか、最終的には西郷隆盛の西南戦争のように、実は士族たちは決して納得はしていなかったということが事実でもわかるのですけれども、そういったような記述がありました。

それから、実は2年ほど前に請願を出したときにも指摘したのですけれども、記述がちょっと主観的な部分はかなりありまして、J社の教科書のコピーですけれども、231ページ、235ページのわずか数ページの間に「よく戦った、よく戦った」というあれで、もっと客観的な記述をしてほしいと思うのですけれども。要するに、執筆者の主観が入っているというのはいかなるものかなと思いました。

それから、かなりページを割いて東京裁判について詳しく述べた後でそれを否定するようなことが書かれているのですけれども、実はそれは日本国政府というのは東京裁判を受け入れたわけで、それをここでそう否定して、子どもたちに一体どういう効果があるのかということをおもいました。

また、韓国併合などについても、要するに、韓国があまり頼りにならないので日本が主導権を持って韓国の面倒を見るのだという感じの記述に満ちているように思いました。

それから、⑤の「大東亜会議」というところですが、大東亜会議というのは、これは歴史教科書をつくる会から二つに分かれたI社とJ社の教科書だけが取り上げていて、しかも写真入りで大きく出ているのですけれども、ほかの教科書には一切出していないのですね。なぜそれを持ち上げているかという、大東亜共栄圏というスローガンを掲げたわけですが、それを具体化する会議だったのだというようなことをこの教科書は言いたいわけです。それで、日本軍をアジアを開放してくれると非常に歓迎されたということがその記述をよく読むと書いてあるのですけ

れども、ほかの教科書、S社とか、TA社とか、N社などは、初め歓迎したアジアの人々もやがて期待も失われ、武力による抗日運動を起こしていったというようなことが書いてあるわけですね。ですから、大東亜会議とわざわざほかの教科書に載っていないことを持ち上げさせて、特にとりたてて持ち上げているのはどういうことかなと思っています。

それから、日本国憲法についてもI社とJ社はかなり強烈的な押しつけ論というのを展開しているわけです。それでいてその三大原則というのが日本国憲法の柱になっているわけですが、その柱についてはそこにコピーで示したように欄外に小さく注記してあるだけで、そういう日本国憲法の柱というものを重視していないということが露骨に出ています。ほかの社はどうかというと、手書きで書いたS社とかTA社の方は皆……。S社の方は多くの国民に支持されたということを書いてあるし、TA社の方も政党や民間の学者らによって独自につくられた憲法草案も参考にしましたという記述があります。

それから、国際貢献の問題で、これも実はJ社というのは2年前に出したときにも日本の経済的な国際貢献というものを世界が評価しなかったのだという言い方をしているわけですね。それは、じゃあ、仮にそうだとしたらそういうことを十分に国際社会に説明できなかった日本政府の方の責任もあるのかなとか思いましたけれども、でもかなり財政的な負担をしているわけですから、国際社会が評価しなかったということはなかったように思います。すみません。裏へ行きます。

裏はちょっと細かい話なのですが、7社のちょっと目についた、本当に全部熟読はできなかったので年表はどのような形で終わっているかなというので見てみたら、やはり一番新しいところでは2011年の今年の東北地方の地震、大震災を取り上げている会社が幾つかありました。ですけれども、I社とJ社はそこにまで行っていないで、I社は2006年、教育基本法の改正で終わっていて、J社の方は1997年、アイヌ文化振興法制定というところで終わっていて、ですから、2011年のところまで載っている教科書に比べると10数年その間があいているということがわかります。しかもJ社については、6月14日の朝日新聞などで取り上げられましたから皆さんご承知だと思いますけれども、TA社がつくった歴史教科書の02年版と全く同じそういう年表をつけていたということで、だからそういう担当者ももう今は社にいないからわからないとかと責任者の藤岡信勝氏は言っているわけですが、だから、アルバイト的な人にそういうのをやらせて、後でチェックしなかったのかなと思っています。そして、これはやはり著作権の問題で、事業者がどういう対応をとるかというのが今注目されているところでございます。

それからあとちょっとその二つの社の特殊なところとして、歴史用語ですけれども、例えば、昔は「大和朝廷」といっていたのが今いろいろ歴史学の発達、進歩で、「ヤマト王権」とか、「大和政権」という言い方に呼び方が変わっているのですけれども、I社とJ社だけは前者の「大和朝廷」を使い続けているし、それから、「渡来人」という言い方はほかの社は定着しているのですけれども、I社とJ社は「帰化人」というのを明示して、括弧して渡来人と言っているわけです。そこに広辞苑を念のために引いてみたのを写しておきましたけれども、今はやはり「渡来人」というのが一般的なのではないかなと思いました。あと、第五福竜丸の被爆についてもI社とJ社は全く記述がな

い、年表にも出てこないということです。

最後に、戦後の文化のところですけども、文化の大衆化、多様化とか、国際化とかというようなことでそういう視点で取り上げている教科書が多いのですけれども、やはり最後の方になりますが、I社とJ社はものすごく人名を登場させているのですよね。それでI社の方は、文化人、芸術家を何十人も出しています。その中で、アンダーラインを引いておきましたけれど、石原慎太郎と石原裕次郎を登場させているわけですよね。勘ぐれば、東京都知事の名前を出せば採択に有利になると思って載せたのかどうか分かりませんが、まだ存命中の政治家なわけですよね。ですから、そういう人たちを、特にどちらでしたか、J社の方が顔写真つきで載せていて、もうちょっとそういうあたりは考えるべきではなかったのかなという印象を持ちました。

あと公民の方についてはちょっと触れる時間はありませんけれども、日本国憲法の扱い、それから男女平等の扱い、それから原発の扱いなどについてもかなりほかの教科書と比べて問題点があるように思いました。

すみません。時間が超過してしまいましたが、以上で終わります。どうもご清聴ありがとうございました。

○半田委員長 説明は終わりました。趣旨説明者に内容確認等の質問がありましたらお願いいたします。

○小島委員 毎年、請願を出されてお顔はよく存じ上げています。また、請願内容についてはいいかどうかは別として、言わんとすることは良く理解しております。それで、港子どもと教科書を考える会は、継続的にかなりの先生方が歴史、公民を研究されているのでしょうか。

○請願者 やはり教科書が検定を通過して見本ができたり、何かした段階から現物を見なければ話になりませんので、そういう時期に合わせて活動をしているということです。

○小島委員 分かりました。

○半田委員長 ほかにご質問はございますでしょうか。

○澤委員 今、小島委員が言われたように、趣旨、特に請願事項の1については今詳細なご検討結果をご説明いただいて、参考にさせていただくことになろうかと思えます。この請願事項の本文に『国際社会に生きる平和で民主的な国家・社会形成者』として子どもが育つ上で望ましく、多くの外国大使館があり、平和都市宣言の港区にふさわしい歴史と公民の教科書の採択」という趣旨があります。私の個人的な経験ですと、10年間港区の教育委員会に携わって何度か教科書採択の仕事をさせていただきましたけれども、この書いていただいたご趣旨に沿うような姿勢でやらせていただいていると思っております。色々な細かいことに関しては、それぞれ価値観も違うし、それぞれ個人によってまた意見もあるところですが、港区の教育委員会としてはこのご請願にあるような姿勢で取り組んでおると考えております。

○小島委員 それから、先程の人物で、J社では石原慎太郎の名前が出ていますよね。たしか石原慎太郎都知事は、新しい歴史教科書をつくる会の賛助会員でしたか。

○請願者 そうですね。今メンバーには入っていないと思いますが、関係はしていると思います。

○半田委員長 ほかにございますでしょうか。

○澤委員 これは桜田先生には前にもお話しさせていただきましたけれども、この2番の採択のプロセスのところ、学校現場の先生方のご意見を尊重して欲しいというこのご趣旨ですが、これについては学校現場の先生が調査研究していただいた資料が我々に提出されております。学校現場の先生も通常の学校の子どもたちへの教育プラス、教科書採択がある場合にはそのお仕事をされるということで、そういう貴重な時間を割いて資料を作っていただいているので、これはもう十分我々も参考にさせていただいております。

○請願者 それは教員のやはり当然の仕事の一つだと思っていますけれども。

○澤委員 いえいえ。学校現場も、昨今は色々な事があって、大変忙しい中、調査していただいたと思っています。

○半田委員長 では、この案件はよろしいでしょうか。

(はい)

○半田委員長 請願者の方、どうもありがとうございました。

○請願者 貴重な時間を割いていただきありがとうございました。

○半田委員長 教科書採択にあたって、港区教育委員会といたしましては、学校教育法等の趣旨を踏まえ適切な対策を行いたいと思います。お忙しいところお疲れさまでした。

○請願者 ありがとうございました。

第2 審議事項

1 議案第49号 港区教育委員会事務局一般職員の退職について（秘密会）

○半田委員長 それでは、日程第2、審議事項に入ります。

議案第49号、「港区教育委員会事務局一般職員の退職について」。この議題につきましては、人事案件であり、個人情報が含まれておりますので、秘密会に入りたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

○半田委員長 それではこれより秘密会に入りますので準備をお願いします。

それでは、資料番号を付してあります議案かがみを除いて資料は審議終了後に回収いたしますので、よろしく願いいたします。

2 議案第50号 港区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則について

○半田委員長 次に、議案第50号、「港区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則について」。指導室長、説明をお願いいたします。

○指導室長 「港区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正

する規則について」。それでは、議案第50号について、ご説明いたします。

港区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則第28条において、ボランティア休暇の規定を設けておりますけれども、東日本大震災の被災者を支援する活動を行う場合に取得するボランティア休暇について特例を設けるため付則に次条を加えるものです。

まず、特例を設ける期間でございますけれども、平成23年12月31日までといたします。次に、その内容ですが、1点目は、現行で休暇の上限を5日としておりますけれども、東日本大震災に際し災害救助法の適用を受けた市町村で活動を行う場合について7日とします。

2点目といたしましては、災害における支援を行う場合、活動場所を災害が発生した場所とその周辺としておりますが、現行の活動場所に加えて、東日本大震災の被災者を受け入れている地域も対象といたします。

施行は、平成23年7月1日からといたします。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご決定をお願いいたします。

○半田委員長 ありがとうございます。ただいまの説明に対してご質問はございますでしょうか。

○小島委員 第7条関係の「支援する活動を行う場合」というのは、この活動を行う主体はボランティア団体なのですか。それとも教育委員会なり、公の機関なのですか。

○指導室長 この活動につきましては、教員が自主的に参加するという考え方でございます。

○小島委員 そうすると、NPOなり、いろいろな任意団体が行う、こういう今回の場合は大震災の被災者に対するボランティア活動。それに任意に手を挙げてそこに参加するときこれを使えるということでしょうか。

○指導室長 今、お話がありましたとおり、教員の任意で活動に参加できるというものでございます。

○綱川委員 ということは、自己申告であって、例えば、ボランティアの場合に、送迎を出すとか、そういうことをやられると困るのですけれども、ボランティアに参加してきましたという申告だけでオーケーということですか。

○指導室長 幼稚園教諭の場合は、幼稚園長が承認権者でございます。区長部局でも同様の改正を行っておりまして、区の職員に準ずる扱いということで考えますと、当然事前に計画を出して、そしてそれを実際に行って、その後報告をするということが考えられると思います。

○澤委員 この第7条の後方から4行目、「同項中『5日』とあるのは」とありますね。それで、「5日（東日本大震災に際し災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された市町村の区域内においては7日とする。」とあります。それは、括弧を除くと「5日の区域内において、前項第1号に掲げる活動を行う場合にあっては」以前の法律だと5日なのだけれども、今回の場合は7日までいいという意味なのですか。

○指導室長 この被災地に行く場合についてはこれまで5日としていたものを7日まで認めますという考え方でございます。

○澤委員 なるほど。分かりました。

○半田委員長 ほかにございますでしょうか。

それでは、採決に入ります。

議案第50号について、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○半田委員長 それでは、議案第50号については、原案どおり可決することに決定いたしました。

第3 教育長報告事項

1 平成23年度港区立小・中学校体験（自然・交流）事業について

○半田委員長 次に、日程第3、教育長報告事項に入ります。

まず初めに、「平成23年度港区立小・中学校体験（自然・交流）事業について」。生涯学習推進課長、説明をお願いいたします。

○生涯学習推進課長 それでは、資料ナンバー2をご覧ください。港区教育委員会では、区立小・中学校と連携して、小・中学校の体験（自然・交流）事業を行っている学校単位のPTA、もしくはPTA連合会に対しその交通費等の全額、または一部を補助することにより、青少年の健全育成と社会性の向上を図ることを目的として事業を実施してございます。

平成23年度の港区立小・中学校体験（自然・交流）事業につきまして、申請が出てまいりましたのでご報告を申し上げます。去年につきましては、13団体内訳は、12の小学校PTAと小学校PTA連合会が申請を行っておりますが、今年度6月28日現在、8つの小学校PTAと小P連、それと一つの中学校PTAの方から補助の申請がございまして、例年より少し数が減っております。あと1校、小学校で申請予定だということでお話をいただいておりますが、それを加えても11校ということなので、若干例年よりは少ないかなと考えております。

報告は以上でございまして。

○半田委員長 ただいまの説明に対してご質問はございますでしょうか。

○綱川委員 この内容のところなのですけれども、「親子農業体験」、「自然体験事業」と書いてあるのですけれども、具体的に何をやられるか全然分からないので、例えば、田植え体験とか、そういう具体的なものがあるとわかりやすいのでいいと思うのですけれども。

○生涯学習推進課長 資料を作るときにそういったものが入るように配慮してまいりたいと思っております。

それで、ちなみに芝山農園につきましては、サツマイモの苗植えを体験しようということで申請が出ております。

○半田委員長 そうですね。ほかも知りたいのでぜひ教えてください。

○生涯学習推進課長 はい。

○小島委員 みんなで自然体験もいいですね。

○生涯学習推進課長 2番目の神応小学校の自然体験事業につきましては、富士山で自然に触れ合いながら田植え、稲刈りを通して食の大切さということで田植え体験という申請が出ております。

それから、青南小学校につきましては、自然環境の中で水生生物、植物の観察をし、自然環境の勉強をするということで申請が出ております。また、芝小学校の裾野市でございますけれども、富士山の雪の積もっているところに行くということでそういう申請になっています。都会では体験のできない豪雪の体験活動をするという申請になっております。それから港陽小学校につきましては、農業体験、収穫体験やフィールドアスレチックを体験するということで申請をいただいています。それから高輪台小学校につきましては、これは海水浴です。それから御田小学校は、秋田県にホームステイをして田舎体験をする。それから赤坂小学校につきましては、これはやはり港陽小学校と同じ場所でございますけれども、アスレチックをしてジャガイモの収穫体験をしていくものになっています。それから小P連につきましては、海に親しみ海洋学習の機会とし、砂浜でのスポーツ体験やボートレース、それから鳥の島の清掃活動を行いに行くということでございます。それから港陽中学校につきましては、身近に海を持つ港区台場の住民として、海に親しみ海洋学習の機会と、親子でいかだづくりなどをして乗船体験などを行うということと、東京海洋大学の協力のもと、実習船に乗り込んで体験をするというように申請の中では挙げてございます。これまではバスでの移動、または電車ですと新幹線での申請が多かったのですが、今回港陽中学校につきましては、船を1艘借りたいということで、交付予定額は18万5,000円ということになっています。

以上です。

○綱川委員 去年か一昨年、学校の規模によって交付金が不平等だという話があり、確か条例か何かを変えましたよね。今年は、申請の受付はスムーズにきました。

○生涯学習推進課長 平成22年4月1日に改定をしております、これは交付基準ということで、参加する児童数に応じて金額を変えるということで大変スムーズに交付額を決定できております。

○澤委員 感想ですけれども、去年は中学校は1件もなかったのですよね。そういう意味では港陽中学校のPTAも盛り上がって、頑張っていた印象を受けました。

○半田委員長 それでは、この案件はよろしいでしょうか。

2 港区体育指導委員の委嘱について

○半田委員長 次に、「港区体育指導委員の委嘱について」。生涯学習推進課長、説明をお願いいたします。

○生涯学習推進課長 それでは、資料ナンバー3、「港区体育指導委員の委嘱について」の資料をご覧ください。

朝日地区でお1人体育指導委員がお辞めになりまして、その後任ということでお1人の推薦がございました。7月1日付で委嘱をする予定でございます。

以上、ご報告申し上げます。

○半田委員長 ありがとうございます。ただいまの説明に対してご質問はございますでしょうか。

○綱川委員 定員充足率というのはどうですか。体育指導委員はやはり定員に満たないということをお伺いしているのですけれども。

○生涯学習推進課長 規定では60人以内ということで、人数はすごく多くなっていますが、どう配置をするかということで、私どもの方で内規を持っております。体育指導委員の定数は各地区2名ずつで、人口2万人を超える地域については、5,000人につき体育指導委員の定数を必ず各地区2名ずつで、プラス1名ずつとし、加えてそれから総合型地域スポーツ・文化クラブの設立の意向があるようなところ、準備段階にある地区については加えて1名追加をするということで、概ね30名程度を私どもの方では予定しております。各地区2名というのは最低ですが、充足はしております。例えば、赤坂などではずっと1名でしたけれども、そこが2名になってまいりました。今後は、これにプラスして総合型スポーツ・文化クラブを立ち上げたいという意向のあるところについては、あと1名ぐらいずつ配置されると理想的かなと思っています。

○半田委員長 それでは、この案件はよろしいでしょうか。

3 学校屋内プールの一部再開について

○半田委員長 次に、「学校屋内プールの一部再開について」。生涯学習推進課長、説明をお願いいたします。

○生涯学習推進課長 それでは、資料ナンバー4、「学校屋内プールの一部再開について」をご覧ください。東日本大震災の影響を受けておりました休止をしておりました港区立学校屋内プールにつきまして、点検、補修が完了したので下記のとおり再開をするものでございます。

以前のこの教育委員会でご報告を申し上げました、赤坂小学校と、それから高松中学校に加えまして、本村小学校を平成23年6月18日の土曜日から再開してございます。

開放日は、土曜日、日曜日に限ってということで開放させていただいております。開放時間は、午前午後夕方、夜の8時までの4つの区間に分けまして開放をするものでございます。

利用者への周知でございますが、区のホームページ、それから教育ネット、それから掲示板への掲載や学校での掲示、各公共施設への予定表の配布などお知らせをしていくものでございます。

なお、学校屋内プールにつきましては、挙げました3校のほかに、港南小学校、それから御成門中学校、それから高陵中学校、港陽中学校がございまして、この4校につきましては、平成23年9月30日まで休止をしたいと考えています。

報告は以上です。

○半田委員長 ありがとうございます。ただいまの説明に対してご質問はございますでしょうか。

○教育長 アクアフィールドの方はいつからスタートするのですか。

○生涯学習推進課長 7月1日から一部再開する予定です。

○教育長 ここの開場はどうなっていますか。例年どおりですか。

○生涯学習推進課長 もう間もなくです。一応屋外施設という形になっておりますので、ほかの屋外運動場とあわせてナイト照明をつける時間帯につきましては休止をするというような形で考えております。ですので、7月につきましては7時まで、8月につきましては6時までです。そして9月は15日まで空けておりますが、そこにつきましては5時までという形で考えております。

○半田委員長 ほかにはございますでしょうか。

○小島委員 図書館や生涯学習施設、そして子どもの健康を育むなど教育委員会の所管している施設は大事な役割を果たしていますが、これらの施設で節電して港区の公の施設の中のどのくらいの割合の節電になるのでしょうか。これだけ大事な役目を果たしているのだから大目に見てもらいたいのです。

○庶務課長 港区では、節電に対する基本方針というのを定めておりまして、その中では、国等が15%削減を目標にしてございますが、港区はそれを上回る25%の削減を目指すという基本方針になってございます。ですので、学校を含む教育施設におきましても可能な限り努力をして、少しでも25%に近づける努力をする必要がございます。現在、具体的な対策について考え方をまとめておりますけれども、正直かなり厳しいという状況です。

○澤委員 小島委員が言われることはごもっともで、せっかく高い金をかけてつくった施設でこの「節電、節電」はもちろん結構なことなのだけれども、節電とはいってもピーク負荷時が一番大事なことで、余っているときはそれを有効に使ってもよいのではないかと思います。

だから、生涯学習推進課長が土日等、運動場は夜間もとりあえず7月まで使えるようにしたということはいいことで、緊急のことがあれば当然休止にしなければいけないのですけれども。庶務課長の言われる「節電、節電」はよくわかるのだけれども、節電の中身というのはきちっと考えてやることは必要なのではないかなと思うのです。

○綱川委員 家でもやはり節電と言っていて、公共施設に行くと家のクーラーを使わなくていいかなとか、そういう人がいるし、私の家でもそうなりする場合がありますけれども、区の施設として25%削減することが区全体として、区民も含めての節電の効果とどうかという感じも考えると、例えば、夜に、プールが開放されていれば、照明は少し落としても区民がそこへ行けば涼がとれますし、図書館に来ていただければ家の電気を使用しなくて済むと思います。今は、区役所として区、教育委員会として25%削減するということが大前提になってしまっていますが、国とか、そういう全体的なエネルギーバランス的なことを考えると、公共を動かした方がいい場合もあると思うので。それもトータルで。ただ、区で何%削減できているかと東電に世田谷の区長が言ったら、調べるのは大変ですということで拒否されたそうですけれども。ただ、トータルで、区の目標が25%だからというその数値だけで考えないで、区民全体のことを考えてやっていただいた方がより効果が上がるのではないかなと思う部分もあるのでご検討いただければと思います。

○澤委員 それに関連して私が前回のときに質問をしたのは、港区全体でどのくらいで節電しているかということがデータとして出るのかということでした。今の話だとなかなか難しいので、現実的に評価ができないと確かに区としてはこの国のこういう状態の中でそれだけの数値を、節電の効果を出すことが大事なのではいけれども。

○庶務課長 ただいまの澤委員、それから綱川委員からのご意見はごもっともだと思います。今回の節電で一番の重要な点は、電力使用を抑えることです。ただ、ピーク時の使用量をどれくらい節電したのかということ計ることが困難ですので、結果として消費電力量で見ようという考え方に

なっております。

○生涯学習推進課長 先ほどの多目的運動場の芝プールですけれども、土日につきましては、他の屋外運動場と同じように8時まで営業は考えております。ただ、平日だけは屋外運動場と同じように照明を点灯する時間までの営業とさせていただくということでございます。なお、屋外運動場につきましては、消費電力のほぼ7割から8割が照明ということでございますので、屋外運動場でも節電での協力というのは、ライトの使用を極力避けるというところでこういう措置をとるとか、そういう位置づけになっております。先生方のおっしゃることも大変大切なことでございますので、その辺を勘案して折り合いをつけているというところでございます。

○教育長 芝プールなどは、平日の使用人数、使っている方々の人数、これは時間帯などでわかるのですよね。そうすると、平日の夜間帯にどのぐらいの人が今までも使っていたか。土曜日とか、日曜日の夜間帯とどのような違いがあるのかということも分かってきて、大して多くない人数が使っているときに電気を使用しているかなどがわかると思いますので、その辺の細かい数字は芝プールを管理している団体の方にちょっと指示して、そういった数字も出しておくといいと思います。

○生涯学習推進課長 分かりました。

○小島委員 港区の場合、25%ぐらいが努力目標だということだったのですが、例えば、図書館とかプールとかはかなり需要が高いと思います。一方で、需要が低いものもあると思うのですが、いろいろな配慮をしながらここは何%ぐらい、こちらは何%ぐらいとか、そういう配慮はしているわけですか。

○庶務課長 小島委員のご質問のとおり、一定の配慮をした施設はございます。例えば、当施設、あるいは当施設を含む生涯学習施設は15%を目標とする施設に分類されています。ただ、その反面、実は学校がその分を余計に頑張らなければいけないということで、40%という非常に高い目標が設定されておりまして、現実問題としてこちらはなかなか実現できないと思うのですね。少なくとも国が目標としている15%というのは最低限、区の目標とする25%にどこまで近づけるか、そのことにもよると思います。一環で先ほどから、生涯学習推進課長がご説明申し上げているとおり、スポーツ施設、特に屋外施設については、夜間の利用は厳しい制限をさせていただいております。

○澤委員 教育委員会の所管施設は相当電気を使っているということですよ、多分。

○庶務課長 エネルギーの使用量としては、教育委員会の施設はかなり大きなものとなっております。区長部局の各施設全体が原油換算で1万2,000キロリットル前後なのに対して、教育委員会の施設は約7,000万キロリットル強となっております。ただし、浪費しているわけではありません。

○澤委員 そうですね。だから、教育委員会の施設が節電に励まないと、区全体の20何%などというのはとてもではないけれど実現しない。

○小島委員 施設としてはやはり教育委員会が物理的に数も多いのですけれどもね。

○綱川委員 でも、東京都全体としてそうですものね。東大が一番電気を使っているとかね。教育

施設が多く使っているとか。

○小島委員 教育施設が使うのは当たり前だという。そういうことを声高に言ってはいかがですか。図書館の節電はどうですか。

○図書・文化財課長 図書館は、今お話に出ました、区の全体の計画の中でも15%の位置付けになってございます。そして、一応この5月、6月の実績で検討した中で、おそらく15%に関しては、通常開館しても達成はできそうだという見込みでございますので、7月以降も通常開館をしていく予定でございます。先週ぐらいからだいぶ暑くなってきました、エアコンなんかも稼働を始めているところですけども、全体はまだ把握はできていないのですけれども、例えば、みなと図書館であれば、先週ぐらいの暑くなり始めた日にかなりエアコンを、初日ということもあって制限しながら稼働したのですけれども、そのときで前年比で30%ちょっとぐらいの減になっておりまして、翌日は少しエアコンの稼働時間を長くして運転しましたけれども、前年比17～18%の減という状況でしたので、今のような運営を続ければ15%は達成できるだろうということで考えてございます。

○半田委員長 やはり工夫をして、エアコンでなくても扇風機とか、水まきをするとか、めり張りをつけて、必要なところは電気を使わなくてはいけないと思うのですが、そうではないところと優先順位をつけて、LEDにするとか、何か色々なところで少しずつ改良して、無理のないものにしてたくさんの電気をセーブできるような工夫が皆さん知恵を出し合っていけたらいいと思います。よろしく願いいたします。節電の話に発展いたしました。それでは、この案件はよろしいでしょうか。

(はい)

○半田委員長 本日予定している案件はすべて終了いたしました。庶務課長、そのほかに何かございますか。

○庶務課長 本日、資料はございませんが、口頭で1件報告をさせていただきます。

3月11日に発生いたしました東日本大震災を踏まえまして、学校等教育施設における子どもたちのより一層の安全の確保を図るために、折り畳み式ヘルメット等の配備をすることといたしまして、その関係の補正予算、先週末まで開催されました第2回港区議会定例会において議決をいただきましたので、今後具体的な配備を進めてまいります。

見本はこちらですが、防災頭巾つきのヘルメットは、幼稚園、小学校の子ども用として考えております。ヘルメットだけのものは中学生用として考えております。折り畳み式がいいのか、普通のヘルメットがいいのかといろいろ議論はあると思いますが、これの利点は、非常にコンパクトになりますので、収納場所とか、持ち運びに便利でございます。ヘルメットとしての強度はメーカーの方で確認済みだということを知っています。学校の先生方のご意見も聞きながら配備を進めていきたいと考えております。また、折り畳みヘルメット等につきましては私立幼稚園も対象にしております。総数でヘルメットを約1万2,500配備する予定でございます。それ以外に、非常用

ライトや、補充用の電池を配備する予定でございます。この件につきましては、購入時に改めて当委員会に報告をいたします。

本日は、口頭のみ失礼いたします。

○澤委員 これは一つ幾らぐらいのものなのですか。

○庶務課長 予算上は約5,300円の単価を設定してございます。

○澤委員 それだけで5,000円もするのですか。

○庶務課長 大量に仕入れればかなり単価は下がるのかなと思っています。ヘルメット、非常用ライト、電池等、すべて合わせまして総額7,000万円余の予算を組んでございます。

○綱川委員 各地で何かこういう運動というか、施策を始めそうなのですけども、何かもの自体がないというお話があるのですけれども、予算をつけても入らないよという話はどうでしょうか。

○庶務課長 予算を議決いただきましたので早急に配備したいと考えてございますが、今ご指摘いただいたとおり、メーカーの生産が追いつかないという実態がございまして、今すぐ発注したとしても納入は3か月か4か月先になるといった話も聞いてございます。

○綱川委員 小柳津次長が学務課長の時に、防犯ブザーを貸与されている全校に配っていただいたのですけれども、そのときにやはり品物がなくて結構大変で、そして配備したのがすぐ抜けてしまったりして学校じゅう鳴ってしまったという話もあって、やはり慌ててやってもね。この二つ見ても、見方によってどちらがいいとか、そういうのもあると思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。何かかたい方は数年でも劣化していくのではないかと、1回配備しても経年的に劣化するようなものとかこれは始終使うわけではないでしょうから。ということも考えて配備していただければと思います。よろしくお願ひします。

○小島委員 丈夫なのですか。

○綱川委員 どちらを採用する予定というのはまだ決まっていないのですか。

○庶務課長 この頭巾機能付きのものは幼稚園、小学校を対象にしております。もう一方は、中学生を考えてございますが、学校の意見も十分聞いて対応してまいります。

○澤委員 本村小学校は、この間、卒業式でみんな椅子の下にヘルメットを置いているのでびっくりして校長先生に聞いたら、もう随分前からヘルメットを配備している。当時、バイクか何かのヘルメットをつくっている本格的なところに、特注したということです。

○半田委員長 ありがとうございます。それでは、よろしいでしょうか。

○次長 ちょっと休憩後に放射能測定についてご報告させていただきたいと思います。一旦休憩をいただきたいと思います。

○半田委員長 それでは休憩といたします。10分後に引き続き放射能についてお話をさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

(休憩)

○半田委員長 それでは、休憩を終わりました、再開したいと思います。

先ほどお話がありました放射能の件につきまして、学務課長、説明をお願いいたします。

○学務課長 福島第一原発の事故が収束の見通しが立たない中で、区民の皆さんの不安というのがなかなか払拭できない状態が続いているということでございます。4月から、水道水は1カ所でございますが、みなと保健所の水道水を毎週1回測定しているところに加えまして、今回新たに土壤、空気、ためた水、ため水ということでの新たな測定を開始したというものでございます。

資料の1枚目は、プレスシートをそのまま用意してございます。まず、土壤でございますが、毎週1回区内を5～6カ所ずつ。区内の各地区総合支所単位、プラス台場地区ということでございます。保育園、幼稚園、小学校、中学校、あと公園、児童遊園の砂場から砂を採取しまして、これを測定するというでございまして。この採取場所のこの全体の中で地区別にピックアップしまして毎週各地区1カ所ずつ順番に測定しています。そのときに同時に大気中の放射線量を測定しております。この大気の測定につきましては、地上から5センチ、50センチ、1メートルと高さを変えて測定をしてございます。ため水でございますが、清掃や点検が終わり次第順次各小・中学校の屋外プールの方を測定してございます。この測定は、週1回、毎週木曜日に検体を採取しまして金曜日に引き渡すということで、検査期間は5日ないし6日かかりますので、翌週の木曜日あたりにホームページで公開しています。プールにつきましては、今週行う検体の採取で一応小・中学校は全部が終了するということとなります。結果は来週ということになりますが、プールについてはそのようになります。この後、プールは、7月中にもう1回、それと9月にまた再開する前にもう1回ということで、この期間中、トータルで各3回ずつ測定する予定にしてございます。そして、土壤につきましては、このようなローテーションを進めていきますが、年度内は順番に実施していくということで、ちょっと地区間で差がございまして、各幼稚園、小学校、中学校、それぞれが2月、3月に1回は測定されるということで順番に進めてございます。

そして、2枚目以降が、最新の測定結果を公表しているホームページに掲載しているものでございます。大気についてはよく言われます年間1ミリシーベルト以下といわれる0.24マイクロシーベルト以下であれば年間1ミリシーベルト以下となるというような試算がございまして。その後は、砂場のものがございまして、3枚目ですね。これにつきましては、ヨウ素は検出しておらないのですが、セシウムについては、土壤については明確な基準がないということですが、セシウムの基準日直接体に入れる飲料水で200ベクレルですので、これでいけばセシウム134、137を足して100ベクレルを超える場所は現段階ではございませんので、砂について問題の無い数値となっております。

プールの水につきましても一切検出されておらないのでございますが、今後継続して測定し、結果等は注視していきたいと考えてございます。以上です。

○半田委員長 ありがとうございます。何かご質問はございますでしょうか。

○澤委員 この2ページ目の砂場というのは、今、説明を聞くと、砂場のもちろん砂の中の放射能ですけれども、その砂場のあるところの大気中もやっているということですね。

○学務課長　そうです。

○澤委員　それで、今、学務課長が言っているように0.24マイクロシーベルト／アワーくらいが上限値だとすると、こうやって例えば2ページから3ページの数値を見ると、港陽小学校のところは0.1というオーダーで、ほかよりも高めに出ている。放射能というのは国によってもその平均値は違うし、場所によってもある程度違うという視点からすると、これはそういう場所による変動分だけなのか、明らかに今回の原発の影響を受けて、とりあえず人体には影響がないけれども上がっているのかということを知りたいところですよ。ただ数値を羅列されても、分かっている人以外は分からないので。だから、3枚目のところに参考ということで、「東京都内の通常時の自然放射線量」と書いてあって、平成21年3月14日から平成22年3月31日までの1年間の空間放射線量とある。「都内の」というのは都内のどこなのかというのは問題なのだけれども、これを見ると0.0346マイクロシーベルト／アワーということになっている。そういった何か比較できる数値も同時に出してあげる方がよい。これはホームページで公表するということなので。測定した数値だけを出すのが一番無難なのでしょうけれども、これが実際原発事故の影響を受けるのか、受けないのかということをもっと知りたいのだからと思うので。0.1というのはある程度受けている数値ではないかなとは思いますが、それが、さっき言ったように場所によって違うところもあるので、そういう意味でははっきりしない。だから、当初東京都が食べ物に関しては計っている。まあ、それでいいんじゃないかということにも思いました。神経質に一々うちのプールはどうだとかいわなくても。けれども、最近放射能というのは、どこかの焼却のごみの中から結構高いものが出てきたりわからないです。だから、区民の皆さんが心配されることはある意味ではごもっともですね。それで測定はいいのですけれども、じゃあ、それが実際原子力発電所の事故の影響を受けているのか受けていないのかと。そういうことも判定できるような数値を参考につけておいた方がいいのではないかなと思ったのです。ご検討をいただければと思います。

○庶務課長　澤委員のご指摘はごもっともだと思いますが、福島原子力発電所の事故が起きる以前の港区内のデータがございません。

○澤委員　いやいや、例えば、この東京都のデータをつけておくとか。下の所に。

○庶務課長　はい。そういった意味もあってここに参考数値として東京都のデータをお示ししてございます。

○綱川委員　この東京都のも、海外の核実験の飛散状況を調べるために上空でしかとっていないとか報道で言われているから、これをまた参考にすると地上は高いとか、そういう話になってしまったりして、測定条件をちゃんと書いておかないと難しいのかなと思うのです。

○澤委員　ただ全然何もないというのはね。

○綱川委員　いえ、本当は自然界にあってはいけないものなのかとかね。検出せずと書いてあるということは、ヨウ素は半減期が短いからすぐなくなってしまうからかもしれないし。

セシウムというのは本当はあってはいけないものなのかとかね。その辺というのは、でも自然界でないものなのだと思いますと言い切ってしまうといいのか、その辺というのはちょっとやはりいろいろなど

ころで調べないと出てこないのだから、その辺の基準値はね。港区がということではなくて、自然界でとかね。そういうのというのはないのですかね。

○澤委員 いや、だから、新聞によってちょっとこの取り扱いは違いますけれども、朝日新聞なんかだと必ず平常値というのが、出ていますよね。だから、綱川委員が言っているそれがどこの測定なのかということは一応確認しなければいけないのですけれども。

○半田委員長 よろしいでしょうか。プールの資料がまさに今やっているところなのですが、このプールに関しては皆さん非常に気になる場所だと思います。そして、週に1回木曜日にとって、金曜日に持って行って、翌週の木曜日に結果が出るというのはちょっと何かスピード的に遅いような気がするのですが、どうなのでしょう。例えば、今日の水だったら水道局の水ですと異常とわかるのですが、1週間後の今日泳いでいる水がいつ測った水かということで、やはりそこというのは親御さんも気になるのではないかと思ったのですが、これ以上早くはできないものなのでしょうか。

○学務課長 検査機関に持ち込んで計測してもらおうという場合は、どうしてもそれぐらいの日数を要すると聞いてございます。大気中ですと、すぐに測定の値が出ますけれども、こういった土とか水というのはそういった機関でやらなければなかなか難しいと聞いております。

○教育長 港区だけだったらもう少し早くなりますよね。でも、今いろいろな都市が持ち込んでいますから。

○澤委員 そうですね。込んでいるから時間がかかりますね。

○教育長 検査機関だってそれを全部まぜこぜで調べるわけにはいかないんで、大変な量を、いろいろな各地のものをやっているわけでもなかなか難しいのでしょうね。ただ、プールの水は、水道水を使ってプールをやっているわけで、ため水ではないのです、厳密に言うと。ご存じのように、学校のプールというのは低学年と小学校であれば高学年で水位の調整を常に毎日やりますので。ということは、水を減らす、水をふやすということを1日の中で何回もやっているわけです。だから、ため水にはならない。ですから、水道水の検査で毎日のように検査をしていって、検出せずということが出ているということは、ほとんど検出されることはないだろうと思っています。ただし、皆さんの安心のためにプールもやりましょうと。そして、前回のを見ると、水の方は検出せずと。6月16日と9日分ですね。それによるとすべて検出はされていないと。23日の分はまだこれから結果が出ると。こういうことになっていますので、そのこともご理解をいただいて、そういうこともきちんと説明を丁寧にすべきだとは思いますが。

○半田委員長 ため水と書いてあると、たまっている水の印象があって、ためていなくて、実際は循環していて、水道局から水道管を通して入ってくるのですよということがわかれば安心なのだと思うので、お伝え方にも工夫が必要ですね。

○澤委員 半田委員長の心配は、たとえ2週間遅れでもデータが出てくれば、また原発の爆発が起これば話は別ですけれども、そうでなければ、大気を量っていれば、それが水にもやがて影響する。だから、今日採取してすぐ出てくるにこしたことはないのですけれども、今の状況であれば、大気

中とか、そういうほかの数値を見ていけば、それが水にどう影響するかということは推測がつきま
す。ただ、残念ながら、福島原子力発電所からの微量とはいっても漏れているのがなかなか現状
では抑えられていない。じわじわと、微量ではあってもだんだん周辺に蓄積されているのか、広が
っているのか、何かその辺は確かに放射能というのは目に見えないので難しいですね。

○教育長 新宿が東京都の検査のところで、あれがずっと経年検査を毎月やっていたわけですね。
あの3月11日以降、3月20何日でしたか、あのどーんと少し高くなっている山があって、そこ
からまたずっと落ちてきて、今はまた真横、安定で、0.05マイクロシーベルトから0.06マ
イクロシーベルトぐらいで大体新宿は推移していて、これは今までの過去のトレンドといいますか、
その範囲の中に全部おさまっているのですね。全国北は北海道から沖縄まではかっているのですね。
今までもずっとですね。そうすると大体鳥取県とか、島根県とか、あの辺が一番高いのですね。な
ぜかという、あの辺にはいろいろな鉱山資源。それがあるものですから、西日本というか、あち
らの方はもともと高いと、0.1以上のマイクロシーベルトがずっとあるのですね。

○澤委員 そうなのですか。

○教育長 そうなのです。ですから、現状の大気、あるいは地表から出ているものの0.05
マイクロシーベルトとか、0.06マイクロシーベルトとか、0.1マイクロシーベルトぐらいの
お台場のところは、通常西日本の平均値よりも低いと。そういうぐらいのところという。だから、
今本当に福島原発がこれ以上の悪化がないといいですね。やってもらわなければいけないし、ま
た港区としても経年的にというか、日々それを追っていくと。

○澤委員 私も技術家なので「どうなっているの、どうなっているの」と聞かれるのですけれど、
こちらは答えられない。東電がホームページで発表している発電所構内の放射能は爆発を起こして
から何カ月近くずっと減ってきているのです。今は、300マイクロシーベルトか何かでほとんど
横ばい。だから、出ている量は確実に減ってきたのですけれど、残念ながらまだ循環冷却とか、
そういうものが確立していないので、微量であってもいまだに漏れているわけです。その今の状態
でいけば、これだけ離れていけば大きな影響はないにしても、蓄積量という話になると、微量でも
長引けば長引くほど問題ですね。

○綱川委員 土だと流れないから、セシウム。

○澤委員 そうです。それで、半減期が短ければいいですけども、何十年などなると簡単になく
ならないので。

○綱川委員 前にもちょっとお話ししたのだけれども、保護者たちが、東電と政府の発表が当てに
ならないから港区に期待しているという発言を僕は聞いているのですけれども、感覚的にこの5カ
所ずつをどう選定しているというか、測定間隔が1地区1週間に1回とかで、その中でどこか1カ
所というのは、結構自分の子どもが行っているところというのはすごく気になるみたいなのです
ね。これが費用対効果の問題もあるでしょうし、機材の関係もあるのでしょうか、やはりもうち
よっと頻度を上げた方が、せっかくやるのだったらとは思いますが、プールの水とか、そ
れは検査機関にやらなくてははいけないのでしょうか、空気中のものはね。1カ所は定点観測

をしておくとかね。

○**教育長** 空気は毎日定点観測をやっているのです。この（２）がそうなのです。これは芝浦工業大学のところで専門的に定点観測を毎日やっています。

○**澤委員** これですか。

○**教育長** これですね。この（２）のところですか。それで、ここの専門的な意見というのがその定点観測ではちゃんと出ているのです。それで、きちんと今の状況だったらこういうことで大丈夫ですよということのそういう芝浦工業大学からの専門的な話も出ています。だから、その辺は定点観測もやっているということでございます。

○**小島委員** 福島原発が起きてからテレビ等を見ていると、保安院がしゃべっている内容がよく分からないのですよね。この例えば、各小学校、中学校の現場で今日、じゃあ、もうプールの授業はやめるというような判断はだれがどういう形で判断しているのですか。例えば、今日プールの授業はどうも放射能の値が高いから中止にしましょうということを決めるのは、最終的には校長先生でしようけれども、どのような過程でどのような判断で決めていくのでしょうか。

○**教育長** それはどういう状況の変化があったかということにもよるのですけれども、当事者である校長が判断するのは当然のことですけれども、区内のある１カ所の小学校のプールだけが放射能が高くなるというのは、このたかだか２０平方キロぐらいしかない狭いエリアの港区では考えられないと思います。そういうときには全体ということになりますから、それは教育委員会で決定するということがスピーディーな決定につながると思います。

○**小島委員** 教育委員会のどこが判断するのですか。

○**教育長** プールの授業ということであれば指導室、管理するのは学務課ですけど、最終的には港区教育委員会として判断いたします。

○**小島委員** その場合に、学務課、指導室といってもやはり放射能の専門家はいないわけですよね。

○**教育長** 専門家はいなくてもその数値が高いというのは分かるわけで、何かがあればそういう判断もしないわけですから。異常な数値が出たらこれは危ないのだからすぐにそのようなことはさせないと。

○**小島委員** この判断をこう判断して、こうしますよというのを区民の皆様とか、あるいは学校のPTAの皆さんとかそういうことに関しては皆さん不安がっておられますから。こうやりますよというような説明をもうちょっとの方がいいのではないのでしょうか。

○**指導室長** 東京都全体が同じ状況に置かれていて、現在把握しているところでプールを中止しているところではございません。もしももう一度大きな爆発等があつて、緊急事態になった場合は、東京都教育委員会も当然それに基づいて判断を下すということについては考えられます。各学校の方にはすでに通知しておりますが、今の状況で微量な放射線の量ですが、不安だという場合については、それは学校で個別対応するという事で指導しております。

○**綱川委員** 保護者としては、港区がこういうぐらいになってしまつたら完全にやめますという指針がないのかということに気にされておられると思うんですよね。

○教育長 専門機関が示していないのだからありようがない。けれども、異常な数値でも、あるいは現状よりもちょっと高い数値でも出れば、対応しなければなりません。疑わしい場合には、プールの中に入れるわけにもいかない。

○綱川委員 屋外遊びも同じだと思うのですけれどもね。

○小島委員 教育委員会の中では、学務課と指導室が先頭に立ってやっていただくということで。ただ、この福島原発のあのテレビ報道を見ていると、結局専門家が的確なアドバイスをしてくれないと、皆さんよく分からない面がある、不安な面があるということもあって、やはり原子力の放射能の専門家の方の中に教育委員会のこうした判断にアドバイスしてくれるような人がいないのかという。

○教育長 特別区長会の資料を見てみますと、文部科学省に対して要望を出しているのですね。そういったプールとか、あるいは土壌とか、そういったものに対してのきちっとした基準づくりというものをしてくれと。これは、一教育委員会がつくるべきものではないし、できないです、そんなことは。今原子力問題の原発問題、放射能の専門家というのは色々なことを言っているような状況がある中で、この人が言っていることが確実なのだなどということは一教育委員会はなかなか判断ができない。ということは、国がやはりしっかりとした基準を設けて、こういう状況だったらこうするのだという基準を素早く決定しておかないとならない。それがない以上は、疑わしきはこれはやらないということが原則だと私は思います。ですから、現状の数値では安全だと。これは日常というか、今までのあの原発事故が起きる前とそう大きな数値の変化はないわけですから。福島とは違ってですね。ですから、それは通常どおりやるという。やるけれども検査もすると。その中できちっと変化を見ながら安全を確認しながらやっていくと。ただし、少しでも異常な数値が、素人の判断でも危ないなという数値が出たら即刻やめると。こういうことなのだろうと思います。

○小島委員 いや、この問題は本当に難しいですね。

○半田委員長 それでは、よろしいでしょうか。本当に今までかつてないことなので何が一番いい選択かどうかはわからないものではある中でやはり日々いろいろな情報を収集して最善を計画していきたいと思います。

「閉 会」

○半田委員長 では、これもちまして閉会とさせていただきます。次回は、7月12日火曜日、午前10時からの予定です。よろしくお願いいたします。お疲れさまでございました。

(午前11時52分)

会議録署名人

港区教育委員会委員長 半 田 吉 恵

港区教育委員会委員 高 橋 良 祐